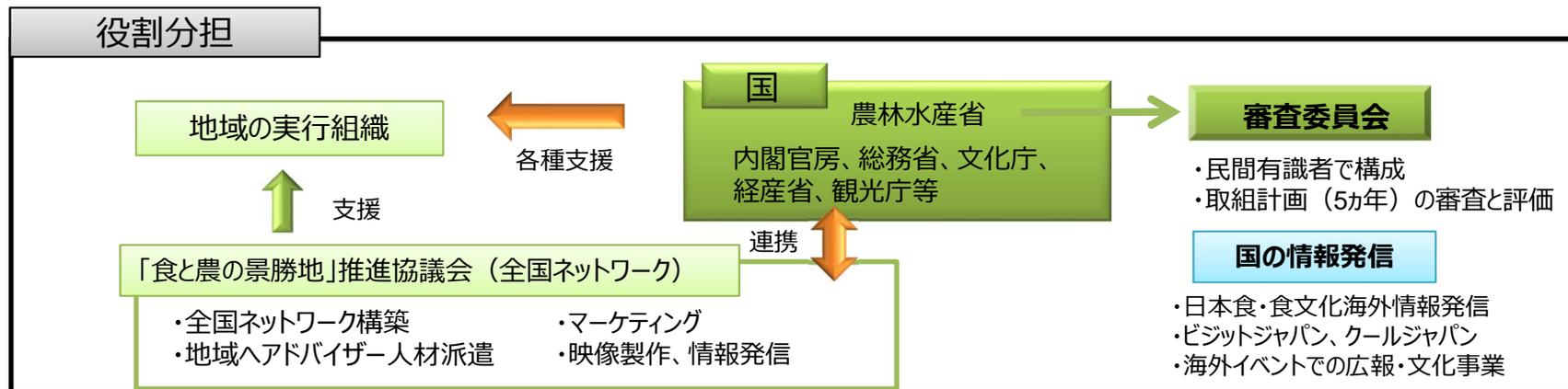


「食と農の景勝地」の概要

- 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、特徴ある景観等の観光資源の魅力を効果的かつ一体的に海外発信し、訪日外国人旅行者を誘客する取組を「食と農の景勝地」として認定する仕組みを創設し、インバウンド需要を農山漁村の所得向上につなげていく。



「食と農の景勝地」取組計画の要件

農林水産省
食料産業局

- ① 地域をとりまとめる実行組織（日本版DMO^注等）が存在し、取組内容に関する下記のような多様な関係者が参画していること。なお、地方公共団体が含まれることが望ましい。

（注）Destination Marketing/Management Organizationの略

（ 飲食店、宿泊施設、農協、漁協、観光協会、旅行業者、旅客業者、商工会議所、商工会、大学、研究機関、博物館、料理学校、外食産業、食品産業、土産店、料理人、アドバイザー等 ）

- ② 将来ビジョンや目標を設定し、ターゲットを明確化すること
- ③ 地域の課題（農林水産業振興や宿泊・飲食施設等）を把握し、解決方策を示すこと。
- ④ 地域特有で伝統的な「食」が存在すること。
- ⑤ その食を支える「農林水産業」が営まれていること。
- ⑥ 地域の食や農林水産業と関連が説明できる地域資源（文化、伝統工芸、芸術、景観等）が存在すること。
- ⑦ ④～⑥について、その地域に特有の歴史的、文化的ストーリーとして説明できること。
- ⑧ 単一市町村又は地理的、地縁的、文化的条件に一体性のある複数の市町村の区域を地理的範囲として設定すること。
- ⑨ 外国人旅行者を呼び込むための、インフラ整備を計画的に行うこと。

※ GI（地理的表示）や世界農業遺産、農家民泊等の取組は「任意の」事項として、記載可能